

大型自動車第二種運転免許取得支援制度の新設について

1. 運転者の現状

全国的にバス運転者が不足している中、市営バスにおいても平成25年度以降、運転者不足が慢性化している。

現在も2ヶ月ごとの採用試験の実施や、貸切短時間勤務者の募集を行うなど様々な工夫を行っているが、依然として運転者の確保に苦慮している状況である。

2. 目的

バス運転者として必要な大型自動車第二種運転免許（以下「大型二種免許」という。）の取得費用支援制度を導入することにより、市営バスにおける運転者不足の解消を図り、運転者の労働環境の改善や貸切バス稼働率の向上等に伴う経営改善に資することを目的とする。

3. 制度の概要

(1) 給付制度（対象者全員）

第一次採用試験（面接）に合格後、大型二種免許を取得し、第二次採用試験（実技・面接）に合格して嘱託運転者に採用された者に大型二種免許取得に要した費用を給付する。

① 年齢要件

第一次採用試験日における年齢が60歳以下、かつ、大型二種免許の取得要件を有する者。

② 給付内容

- ・ 給付額は、大型二種免許の取得のために、自動車学校又は教習所において要した費用相当額（限度額は50万円、補習料金は除く）。
- ・ 給付は、採用の翌月から3年間、分割して毎月行う。
- ・ 採用後3年未満で退職したときは、原則、翌月以降の給付は行わない。

(2) 貸付制度（希望者のみ）

(1)の場合において、大型二種免許取得に必要な費用の全部又は一部の貸付を希望する者に対しては、本人からの申請を交通局が審査した上で、必要な費用を無利子で貸付ける。

① 貸付及び返済

- ・ 貸付額は、大型二種免許の取得のために、自動車学校又は教習所において要する費用の範囲内の額（限度額は50万円、補習料金は除く）。
- ・ 貸付金は採用の翌月から3年間、原則、分割して毎月返済する。

② 一括返済

次の事項のいずれかに該当した場合は、事項の発生した月の翌月末までに貸付金を一括返済しなければならない。

ア 自動車学校又は教習所に入学後、大型二種免許が取得できなかった場合。

イ 第二次採用試験に合格しなかった場合。

ウ 第二次採用試験に合格した後、採用を辞退した場合。

エ 採用後3年未満で退職した場合において、返済を遅延した場合。

4. 実施時期

平成30年9月（予定）

5. その他

支援制度の運用にあたり「北九州市交通局大型自動車第二種運転免許取得支援制度要綱」を策定する。